

(仮称) 座間市総合計画策定条例(案)の骨子について

■ 条例制定の背景

「第四次座間市総合計画基本構想」は、策定当時の地方自治法の規定に基づき、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間として、市議会の議決を経て策定しました。

しかし、地域主権改革に伴い、平成23年8月1日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」では、基本構想について市議会の議決を経て定める旨の規定が削除され、基本構想の法的な策定義務はなくなりました。この結果、計画策定と市議会の議決を経る手続きの必要性は、地方自治体独自の判断に委ねられました。

これを踏まえて、本市としては総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものとして、総合計画を策定する必要があると判断しています。同時に基本構想策定に当たっては、市議会の議決を経ることが必要かつ重要なことであると考えています。

そのため、総合計画を策定することについて、必要な事項を定める「(仮称)座間市総合計画策定条例」を制定するものです。

■ 条例(案)の骨子

1 趣旨

総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画を策定又は変更することについて必要な事項を定めるものです。

2 定義

総合計画は、市のまちづくりの指針となるもので、基本構想及び実施計画で構成するものとし、それぞれの内容は、次のとおりとします。

- 基本構想は、目指すまちの姿と、その実現に向けた施策の体系及び方針を示すものです。
- 実施計画は、基本構想を具現化するための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針とするものです。

3 総合計画の策定等

市長は、総合計画を市の最上位計画として策定するものとします。

4 議会の議決

市長は、基本構想の策定又は変更を行うときは、議会の議決を経るものとします。